

観光閑散期のにぎわい創出補助金 交付要綱

令和8年3月30日 観光・MICE担当局長決裁

(目的)

- 第1条 この要綱は、札幌市の観光閑散期におけるにぎわいの創出と大きな観光消費の誘発を図るため、札幌市への誘客及び観光振興への効果が期待されるイベントの誘致及び開催に関し、その経費の一部として補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この要綱による補助金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 この要綱に基づき補助を受けることができる者は、第3条に規定する要件を満たすイベント等を誘致及び開催する事業者又はコンソーシアムで、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、コンソーシアムにおいては、構成団体それぞれが第1号から第5号の要件を満たすとともに、1者以上が第6号の要件を満たしていること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (2) 札幌市税の滞納がないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続きを行っている者ではないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。
 - (5) 重大又は悪質な法令違反をしている者ではないこと。
 - (6) 申請するイベントと類似するイベントの誘致及び開催実績を過去に1回以上有していること。

(補助要件)

- 第3条 補助金の交付は、観光閑散期（4月15日から5月31日まで、及び10月1日から翌3月15日まで（さっぽろ雪まつり開催期間を除く。））に札幌市で開催される音楽、食、スポーツ、eスポーツ、アニメ・ゲーム等のイベント及びエキシビジョン（収録等を含む。以下、「イベント等」という。）のうち、次のいずれにも該当するイベント等を誘致及び開催する事業に対して行うものとする。
- (1) 札幌市内の施設又はスペースを活用するもの
 - (2) 期間中合計1万人以上の集客が見込まれるものであり、かつ、複数の日程で開催する場合は、1日当たり3,000人以上の集客が見込まれるもの
 - (3) 道外からの誘客及び札幌市内での宿泊需要の創出が期待されるもの
 - (4) 札幌市での継続的な開催を検討しているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当するイベント等は、補助金の交付対象としない。
- (1) 政治又は宗教活動を目的とするもの
 - (2) 札幌市（関係団体を含む。）から、他の補助金、助成金、委託費等の財政的支援

を受けているもの

- (3) 法令に違反しているもの
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるもの
 - (5) 暴力団及び暴力団員、その他これらに準ずる者との関係を有しているもの
- 3 天災その他の交付対象者の責めに帰することができない事由により、第1項各号に掲げる要件が満たせなくなる場合、交付対象者は、札幌市と協議すること。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。ただし、市長が開催経費として認められないと判断した場合は補助対象経費から除外する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、国又は他の地方公共団体等（以下、「国等」という。）から補助金等の交付を受ける場合（申請予定又は申請中を含む）において、別表1に定める補助対象経費が重複するときは、当該経費の額から国等の補助金等の額を控除した額を補助対象経費とするものとする。

(消費税の扱い)

第5条 消費税及び地方消費税は補助金の補助対象経費に含まれないが、次の各号に掲げる事業者にあたっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めることができるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない者
- (2) 免税事業者
- (3) 簡易課税事業者
- (4) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人
- (5) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

(補助金額)

第6条 交付する補助金の額は、予算の範囲内において、別表1で定める経費種別ごとの補助対象経費に補助率を乗じて得られた額の範囲内で決定するものとし、別表2に定める参加者数ごとの上限額及び札幌市における経済波及効果試算額の1割のいずれか低い額を上限とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 第1項により算出した額が、申請事業の予算における支出と収入（本補助金に係る収入を除く。）の差に相当する額に満たない場合、当該相当する額を上限として、交付すべき補助金の額を決定する。
- 3 前項の支出と収入の差に相当する額の算定においては、一般管理費等の間接経費は支出全体の10%までを算入できるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長と協議の上、市長の定める期日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 収支予算書（様式3）

- (4) 誓約書兼同意書（様式4）
 - (5) 国等から本補助金と同一の対象経費について補助金等の交付を受ける（申請予定又は申請中を含む）場合は、当該補助金等の内容が確認できる書類
 - (6) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の現在事項全部証明書又は定款、会則、役員名簿及び組合員名簿等組織構成が分かるもの
 - (7) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の直近の市税の納税証明書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 コンソーシアムの場合は、前項に定める書類に加え、コンソーシアム構成書（様式1別紙）を添付するものとする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。
- 3 市長は、申請事業が第3条の規定その他交付目的等に照らして不相当であると認めるとき、又は交付申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助金を交付しない旨の決定をしなければならない。
 - (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
 - (4) その他交付目的等に照らして補助金の交付を受けることが不相当であると市長が認める者

（交付の条件）

第9条 市長は、交付決定をする場合において、交付目的等を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) その他市長が必要と認める条件

（交付決定の通知）

第10条 市長は、交付決定をしたときは、速やかに当該交付決定の内容（前条の規定により条件を付した場合には、その条件を含む。以下同じ。）を申請者に通知（様式5）するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、速やかにその旨を理由を付して申請者に通知（様式6）するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 申請者は、前条第1項の規定による通知（第8条第2項の規定により交付申請に係る事項に修正を加え、又は第9条の規定により条件を付してされた交付決定に係

るものに限る。)を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して7日を経過する日(市長が特に認める場合にあつては、市長が別に定める期日)までに、当該交付決定に係る交付申請の取下げをすることができる。

(事業内容等の変更)

第12条 補助金の交付決定を受けた後、申請時に提出した事業又は補助対象経費の内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ報告の上、速やかに事業内容等変更申請書(様式7)を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的及び事業計画に影響のない軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請を受けたときは、当該変更内容を審査し、事業内容等の変更について承認したときは、交付対象者へ通知(様式8)するものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該交付決定の内容を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係るものに相当する部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により交付決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り、別に定めるところにより、補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 市長は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合は、補助事業者に対し速やかにその旨を通知(様式9)するものとする。

(補助事業の実施)

第14条 補助事業者は、法令等の規定及び交付決定の内容並びに第16条第1項及び第2項並びに第19条第1項の規定による指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、補助金の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、交付目的に反してその交付を受けたことになることをいう。)をしてはならない。

(状況報告等)

第15条 市長は、補助事業が適正に行われているかどうかを確認するため必要があるときは、補助事業者に対して、当該補助事業の状況に関して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(実施等の指示)

第16条 市長は、補助事業が交付決定の内容に従って行われていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を行うべきことその他必要な指示をすることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を指示することができる。

(実施報告)

第17条 交付対象者は、補助対象となった事業が完了した日から30日を経過した日又は事業が完了した日の属する年度の3月23日（土曜、日曜及び祝日の場合は前開庁日）のいずれか早い日までに市長へ次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書（様式10）
- (2) 事業実績報告書（様式11）
- (3) 収支決算書（様式12）
- (4) 挙証書類（領収書、振込明細書等。名宛人が交付対象者と同一であるものに限る）
- (5) 国等から補助金等を交付されている場合は、その内容が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が実施内容の確認に必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第18条 市長は、前条（次条第2項の規定により準用する場合を含む。）に定める実施報告の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付決定の内容に適合すると認めるときは、第10条第1項の交付決定通知に記載の補助金額の範囲内で、交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者へ通知（様式13）するものとする。

- 2 補助事業の決算における支出と収入（本補助金を除く。）の差に相当する額が第10条第1項の交付決定通知に記載の額に満たない場合、当該相当する額を上限として、交付すべき補助金の額を確定する。
- 3 補助事業の決算において、本要綱に基づく補助金を除いた収入が支出と同額以上となる場合、補助金の交付は行わない。
- 4 雪害により、第3条第1項各号に掲げる要件が満たせなかった場合、別表1に掲げる経費のうち、事業達成のため、すでに支出した費用及びイベントのキャンセルに係る費用を補助対象経費とし、別表1の補助率を乗じて合計した額を、第10条第1項の交付決定通知に記載の補助金額の範囲内で、交付すべき補助金の額として確定することができる。
- 5 前項の補助金の算定にあたって、イベント保険等により補填された収入がある場合、当該収入を補助対象経費から差し引いた後の額に別表1の補助率を乗じて得た額とする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、前条の規定による調査の結果、当該補助事業の成果が交付決定の内容に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し必要な是正のための所要の措置

をとるべきことを指示することができる。

- 2 第17条の規定は、前項の規定による指示に従って措置を行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第20条 市長は、第18条の規定による通知を行った後、交付対象者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査)

第21条 市長は、補助金の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、提出された書類に記載された事実、補助金の使途、事業の実施状況等について、調査を行うことができる。

- 2 市長が前項の調査を行おうとする場合、交付対象者はこれに応じなければならない。

(交付決定の取消)

第22条 市長は、第13条第1項の規定による場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第14条第1項若しくは第2項、第26条の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - (3) 当該補助事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反等があることが判明したとき。
 - (4) 第8条第3項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
 - (5) 第16条第1項若しくは第2項又は第19条第1項の規定による指示に従わなかったとき。
 - (6) 前条第1項に規定する調査を正当な理由なく拒んだとき。
 - (7) 前各号に掲げるほか、市長が補助金の交付について不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助事業者に対し速やかにその旨を通知(様式9)するものとする。

(補助金の返還)

第23条 市長は、第13条第1項又は前条第1項の規定による交付決定の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

- 2 市長は、第18条の規定による通知をした場合において、既に当該通知に係る補助金の額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第24条 補助事業者は、第22条第1項の規定による交付決定の取消しに関し、前条第1項の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該請求を受けた額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額)につき補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する割合で計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合においては、補助事業者等の納付した金額は、前条第1項の規定による請求を受けた額に達するまで、まず当該請求を受けた額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、前条第1項又は第2項の規定による請求を受け、これらの規定により定められた期限（以下「納期日」という。）までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額）につき、法第19条第2項に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。

（理由の提示）

第25条 市長は、第13条第1項若しくは第22条第1項の規定による交付決定の取消し又は第16条第1項若しくは第2項若しくは第19条第1項の規定による指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

（書類の整備等）

第26条 補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常に整備するとともに、当該補助事業を完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（施行細目）

第27条 この要綱の施行に関し必要な事項は、観光・MICE担当局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

対象経費	内容	補助率
(1)移動・宿泊費	イベント等の開催に必要な出演者・スタッフの移動交通費及び宿泊に係る経費	50%
(2)機材借上・運搬費	機材・設備の借上・運搬に係る経費 ※会場備付備品の使用料・借上料を除く。	50%
(3)プロモーション費	イベント等の事前の周知及び誘客拡大に係るプロモーションに係る経費 ※道外からの参加者をターゲットとしたプロモーションを必ず行うこと。	50%
(4)イベント保険料	イベント保険へ加入するための経費	100%

別表 2 (第 5 条関係)

参加者数 (期間中)		1 万人以上 2 万人未満	2 万人以上 3 万人未満	3 万人以上
補助上限 ※	ア	20,000千円	30,000千円	50,000千円
	イ	観光庁「MICE開催による経済波及効果測定のための簡易測定モデル」 で算出した「札幌市経済波及効果の総額」の 1 割		

※ア、イのいずれか低い額を補助上限額とする。なお、千円未満の端数は切り捨てる。